

ご退職者様 向け

特別優遇



退職金プレミアム定期貯金

取扱期間：令和5年2月1日(水)～令和6年1月31日(水)

～セカンドライフをもっと充実させるために、
大切な退職金のお使い道を応援します！！～

ご利用できる方：1年以内に退職金をお受取りになった方限定

お得な金利 最大 年0.3% (税引き後0.239%)

ステップ① 年0.2%

当JAで
○公的年金の受取・予約もしくは
給与振込をして頂ける方(年金
予約は57歳以上の方が対象)

※上記の条件が出来ない場合は、本定期
貯金のご契約対象外となります。

ステップ② 1項目該当毎に

当JAで **年0.05%上乗せ**

○JAカード一体型ご契約の方
○公共料金セットいずれか3件以上(電気・
電話・水道・ガス・NHK)

※JAカード経由による決済含む。

○定期積金(50万円以上)のご契約、かつ
JAネットバンクのご登録

○公的年金の受取・予約をして頂ける方
ご紹介

※2項目以上該当しても、最大0.3%の上乗せと
なります



【預入期間】 1年
【預入金額】 100万円以上
1,000万円未満



※上記の取扱期間中において、金利情勢等により、予告なく適用金利を変更させていただく場合がありますので、ご了承ください

本店営業部貯金課 Tel.089-943-2124	城北支所 Tel.089-979-0970	由良出張所 Tel.089-961-2004	生石支所 Tel.089-972-0057
垣生支所 Tel.089-973-1000	北条中央支所 Tel.089-993-3111	浅海出張所 Tel.089-995-0024	北条南支所 Tel.089-994-0823
中島支所 Tel.089-997-1155	伊台支所 Tel.089-977-0226	道後支所 Tel.089-931-8631	桑原支所 Tel.089-945-3800
久米出張所 Tel.089-975-0101	重信支所 Tel.089-964-2340	三内支所 Tel.089-966-2022	麻生支所 Tel.089-956-0501
砥部支所 Tel.089-962-2337	荏原支所 Tel.089-963-1111	南伊予支所 Tel.089-982-0206	伊予中央支所 Tel.089-982-0032
南山崎出張所 Tel.089-983-2500	双海支所 Tel.089-986-1122	中山支所 Tel.089-967-1122	小田支所 Tel.0892-52-3121
広田出張所 Tel.089-969-2311			

当JAではご利用者様の安全を守るため、マスクの着用、アルコール消毒液の
設置、飛沫防止用のアクリル板の設置等、感染予防ケアを施しております。

 **JAえひめ中央**

商品概要説明書

令和5年2月1日

商 品 名	●スーパー定期貯金（単利型）「R5退職金プレミアム定期貯金」
ご利用いただける方	●個人（1年以内に退職金をお受け取りになったご本人のみ）
取 扱 期 間	●令和5年2月1日（水）～令和6年1月31日（水）
期 間	●1年(定型方式) ●満期後は自動継続（元金継続）となります。
預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	●一括預入（お一人様1回限り、窓口での預入に限らせて頂きます。） ●100万円以上1,000万円未満 ※ただし、退職金受取額を上限と致します。退職金受取額が1,000万円以上の場合は、口座を2口以上にしたうえで、預入合計額が退職金受取額に達するまで預入可能です。 ※退職金支給明細書、退職所得の源泉徴収票、退職金が振り込まれた通帳等にて確認させていただきます。 ●1円単位
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	●以下のお取引条件に応じて金利を適用します。 ① 当JAで公的年金の受取・予約（57歳以上の方が対象）もしくは「給与振込」をしていただける方。 ② 下記のア～エの条件（項目）からいずれかをしていただける方。 ア、当JAでJAカード一体型のご契約をしていただける方。 イ、公共料金セットいずれか3件以上（電気・電話・水道・ガス・NHK）をしていただける方。 ※JAカード経由による決済を含む。 ウ、定期積金（50万円以上）のご契約、かつJAネットバンクのご登録をしていただける方。 エ、公的年金の受取・予約をしていただける方のご紹介をしていただいた方。 ①の条件を満たす場合 年0.20%（税引後0.159%）の金利を適用します。 ①の条件+②の条件を1項目満たす場合 年0.25%（税引後0.199%）の金利を適用します。 ①の条件+②の条件を2項目以上満たす場合 年0.30%（税引後0.239%）の金利を適用します。 ●預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後は、当初預入期間と同期間のスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示金利を約定利率として当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して払い戻します。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ●窓口でお問い合わせください。
手 数 料	—
付 加 可 能 な 特 約 事 項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ●個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。 ●個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンク アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	●満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
貯 金 保 険 制 度 （ 公 的 制 度 ）	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当JA本支店（所）または金融企画課（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
取 扱 期 間	●取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。

